

令和8年度勝央町障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を推進するため、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定めるものである。

2 適用範囲

本方針は、勝央町の全行政組織に適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等及び物品等

- (1) 調達の対象となる障害者就労施設等は、障害者優先調達推進法第2条第4項に規定する障害者就労施設等とする。
- (2) 調達の対象となる物品等は次のとおりとする。
 - ア 物品（筆記具、弁当、野菜、木工品、各種記念品、花苗、その他）
 - イ 役務（印刷、清掃、ホームページ作成、資源回収・解体、印刷物折込、その他）

4 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、適正な予算の執行を配慮しつつ、随意契約を積極的に活用する。
- (2) 健康福祉部は、障害者就労施設等が提供する物品等の情報を収集し、各組織に情報提供を行うものとする。

5 公契約における障害者の就業を促進するための措置

物品等の調達のほか、町が締結する契約において、障害者就労施設等に対する優先的な取扱いについて検討するものとする。

6 調達の目標

令和8年度の物品等の調達の目標は、前年度の実績額を上回ることとする。

令和7年度実績額：176,010円

7 調達実績の公表

調達実績は、年度終了後に取りまとめ、町ホームページ等により公表する。

8 方針に関する窓口

本方針に関する担当窓口は、健康福祉部とする。